

平成 21 年度に行った政策評価の結果の政策への反映状況

|                                 |  |  |   |
|---------------------------------|--|--|---|
| <p>施策名</p>                      | <p>迅速かつ実効性のある法運用<br/>企業結合の審査（平成 20 年度）</p>   |  |   |
| <p>施策の概要</p>                    | <p>企業結合（合併、分割、事業譲受け等及び株式所有）に係る届出や報告、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合が行われる場合、これを防止する。また、企業結合審査の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>  |  |   |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>   | <p><b>【評価結果の概要】</b><br/>(総合的評価)<br/>公正取引委員会による企業結合審査は、迅速かつ的確な審査を通じて、公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり、効率的に行われたものと評価できる。</p> <p>(必要性)<br/>複数の企業が、企業結合により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。</p> <p>(有効性)<br/>○ 企業結合事案の迅速かつ的確な審査<br/>届出を受理した事案については、すべて法定の待機期間である 30 日以内に審査を終了している。事前相談手続における審査に要した日数を検証すると、すべて、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に定められた期間内に審査を終了している。民間出身のエコノミストとともに、法曹資格者を企業結合審査部門に配置し、経済学的、法律的観点からの意見や知見を活用して企業結合審査の質の向上を図るとともに、国際的な事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。<br/>このように、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を行うなど迅速な審査を行うとともに、少なくとも約 37 億円という消費者利益が保護されたと推定できるなど効果的な審査を行っている。</p> <p>○ 公表内容の充実<br/>様々な業種の事案を公表し、また、問題解消措置を講じることとした事案など多様な類型の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載、一定の取引分野に係る記載の充実などを行うことによって、事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは、一定の評価ができる。</p> <p>(効率性)<br/>届出を受理した事案について、すべて法定の待機期間である 30 日以内に審査を終了している。また、事前相談事案についても、すべて定められた期間内に審査を終了している。</p> <p>(反映の方向性)<br/>昨年度からの課題となっていた内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員における審査能力の一層の向上を図るための体制の強化について、引き続き進めていくことが必要である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b><br/>—</p> |  |   |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>         | <p><b>【概算要求】</b><br/>企業結合の審査についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、個別の企業結合事案に対し、迅速かつ的確に審査を行っていくため、企業結合審査・合併等届出関係の経費を引き続き要求した。</p> <p><b>【機構・定員要求】</b><br/>企業結合の審査についての評価結果を踏まえ、企業結合部門の体制の一層の強化を図るため、平成 22 年度機構・定員要求において、上席企業結合調査官の増設及び企業結合調査官 3 人の増員を要求した。</p> <p><b>【その他の反映事項】</b><br/>企業結合の審査についての評価結果を踏まえ、企業結合審査部門の担当職員に対し、新任担当者向け研修及び平成 21 年度独占禁止法改正に係る研修を行うなど審査能力の向上に努めており、今後も、引き続き審査能力の向上に向けた取組を推進する。</p>  |  |   |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p> | <p>施政方針演説等</p> <p>規制改革推進のための 3 か年計画（閣議決定）</p>  | <p>年月日</p> <p>平成 19 年 6 月 22 日<br/>平成 20 年 3 月 25 日<br/>平成 21 年 3 月 31 日</p> | <p>記載事項（抜粋）</p> <p>Ⅲ 措置事項<br/>6 競争政策関係<br/>イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化<br/>(イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化</p> |

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  |  | 「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」 |
|--|--|--|---|

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>施策名</p>                    | <p>迅速かつ実効性のある法運用<br/>独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）</p>  |
| <p>施策の概要</p>                  | <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。</p>  |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b><br/>法的措置の件数、納付を命じ確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。</p> <p><b>（必要性）</b><br/>公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 20 年度においては、17 件の法的措置を採っているところ、様々な分野における多様な違反類型の事件、インパクトのある事件を処理したこと、納付を命じ確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去最高額であること、また、不当廉売事案について迅速処理による注意件数が過去最高であるなど、独占禁止法違反行為に対して厳正・迅速に対処するという目標を達成していることから有効であったと評価できる。</li> <li>○ 平成 20 年度に行った措置に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、告発に関する報道が突出して多く、次いで法的措置となっており、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処することによって独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されることとなった。このように独占禁止法違反事件が多くの報道を通じ社会に認知されることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待される。また、法的措置を採ったことにより、少なくとも 4079 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。</li> <li>○ 平成 20 年度における法的措置を採った事件の審査期間についてみると、平均で約 11 か月となっており、昨年度に比して、約 2 か月多くの時間を要している。これは、平成 20 年度には、価格カルテル事件（取引相手先数が多く、事件ごとの取引実態の違いが大きい。）や優越的地位の濫用（今後の取引関係を懸念して不利益を被った事業者から供述を得ることが困難であり、不利益を被った事業者の数が多い。）など、違反事実の解明に期間を要する事件を数多く取り上げているためと考えられる。</li> <li>○ 平成 20 年度における排除措置命令等を行った課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件 11 件のうち 8 事件について、課徴金減免制度が適用されたことが明らかにされていることから、当該制度の活用により、効率的にカルテル・入札談合事件が処理されたものと考えられる。</li> </ul> <p><b>（反映の方向性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不当廉売に係る申告については、これまで進められてきた審査体制の強化のスピードを上回る勢いで急激に増加しており、これに対して引き続き迅速かつ厳正に対処するために、より一層の審査体制の強化が必要である。</li> <li>○ 処理する事件の複雑化等に伴い平均処理期間が長期化しており、加えて独占禁止法の改正によって新たに課徴金の適用対象となる違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加することから、今後とも、審査事件の迅速かつ厳正な処理を行うために審査体制の強化が必要である。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>—</p> |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>       | <p><b>【概算要求】</b><br/>独占禁止法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、国際カルテル事件等への厳正対処のための審査関係経費、不公正な取引方法（不当廉売、優越的地位の濫用等）に対する迅速な対処のための審査関係経費、証拠収集技術向上のための研修を充実させるための経費を要求した。</p> <p><b>【機構・定員要求】</b><br/>独占禁止法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度機構・定員要求において、審査担当部門の体制強化を図るため、審査管理官、上席審査専門官（国際カルテル担当）の新設及び不公正な取引方法事件を担当する審査専門官 19 人の増員を要求した。</p> <p><b>【その他の反映事項】</b><br/>独占禁止法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加する申告件数に適切に対応できるよう効率的処理に努めた。</li> <li>・ 官製談合事件、国際カルテル事件を含む価格カルテル、大規模小売業者による優越的地位の濫用事件など、多様な事件について厳正かつ積極的に対処した。</li> <li>・ 中小事業者に不当な不利益を与える優越的地位の濫用に対して調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置したほか、不当廉売等の不公正取引に対しても迅速かつ積極的に対処した。</li> </ul>  |

|                          | 施政方針演説等                             | 年月日        | 記載事項（抜粋）  |
|--------------------------|-------------------------------------|------------|---|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの） | 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（閣議決定） | 平成18年5月23日 | 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置<br>3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項<br>（5）談合に対する発注者の関与の防止に関すること<br>「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」 |
|                          | 第166回国会 施政方針演説                      | 平成19年1月26日 | 国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。  |
|                          | 経済財政改革の基本方針2007（閣議決定）               | 平成19年6月19日 | ○ 第2章 成長力の強化<br>1. 成長力加速プログラム<br>Ⅲ 成長可能性拡大戦略—イノベーション等<br>（5）場経済を支えるルールの整備<br>「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」  |
|                          | 経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）               | 平成20年6月27日 | ○ 第2章 成長力の強化<br>2. 地域活性化<br>（3）中小企業<br>「独占禁止法及び下請法による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進（中略）など中小企業の事業基盤を強化する。」  |

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| <p><b>施策名</b></p>                      | <p>ルールある競争社会の推進<br/>下請法違反行為に対する措置（平成 20 年度）</p>   |   |   |
| <p><b>施策の概要</b></p>                    | <p>書面調査により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合等には、必要な措置（法的措置（下請法第 7 条に基づく勧告）又は警告）を講ずる。</p>   |   |   |
| <p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>   | <p><b>【評価結果の概要】</b><br/> <b>（総合的評価）</b><br/> 勧告件数及び勧告・警告による下請代金の減額分の返還額は年度総額で下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降最多となっており、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。また、処理期間についても、一定の効率性が達成された。<br/> <b>（必要性）</b><br/> 下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し、また、減額事件については減額分を返還させるなど、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処するための事件処理を行う必要がある。<br/> <b>（有効性）</b><br/> ○ 勧告件数は、平成 16 年度 4 件、平成 17 年度 10 件、平成 18 年度 11 件、平成 19 年度 13 件、平成 20 年度 15 件と着実に増加しており、平成 20 年度は下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降において最多となっている。また、下請代金の減額分の返還額は、年度総額で下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降において最多の 29 億 5133 万円となっている。<br/> ○ 勧告事件について下請法改正法が施行された平成 16 年度以降すべて公表してきたところ、平成 20 年度は新聞報道量が大幅に増加しており、この効果として下請法の内容が広く社会に認知され、親事業者の下請法に関する遵守体制の整備による下請法違反行為の未然防止に寄与するとともに、下請事業者による親事業者の下請法違反被疑行為の申告の増加が期待される。これは違反行為の捕捉に資するものと考えられる。<br/> <b>（効率性）</b><br/> 勧告、警告いずれも前年度以上の件数処理を行っているとともに、警告についてはおおむね 6 か月以内に処理した（98.6%）。また、勧告については、下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降最多の 15 件の処理を行ったところ、うち 10 件については、6 か月以内に違反事件を処理するという目標は達成できなかったものの、全体では、勧告については、7.3 か月で処理し、昨年度の 9.8 か月に比し 2 か月半もの処理期間が短縮された。<br/> <b>（反映の方向性）</b><br/> ○ 積極的に勧告を行っていくためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であるところ、引き続き、担当職員に対する研修の内容を充実させる必要がある。<br/> ○ 調査体制の強化を目的とした人員の増員により、処理期間が減少するとともに勧告件数が着実に増加しているところ、現下の経済環境もあって下請取引の公正化のニーズは以前と比して、増大の一途を辿っている。したがって、引き続き、調査体制の強化を進め、より多くの事案処理を迅速に進めていく必要がある。<br/> <b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b><br/> —</p> |   |   |
| <p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>         | <p><b>【概算要求】</b><br/> 下請法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、引き続き、親事業者の下請法違反行為を積極的に発見し、これを迅速に処理するため、定期調査及び実地調査に係る下請法違反事件調査関係経費並びに定期調査の実施に係る事務効率化関係経費を要求した。<br/> <b>【機構・定員要求】</b><br/> 下請法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度機構・定員要求において、下請法違反事件調査の体制強化を図るため、下請取引検査官 16 人の増員を要求した。<br/> <b>【その他の反映状況】</b><br/> 下請法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、引き続き、定期書面調査の調査票の各設問において禁止行為を明確にするなど、下請法の普及啓発の観点から見直しを行った。</p>  |   |   |
| <p><b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b></p> | <p><b>施政方針演説等</b></p> <p>経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）</p>   | <p><b>年月日</b></p> <p>平成 19 年 6 月 19 日</p> | <p><b>記載事項（抜粋）</b></p> <p>○ 第 2 章 成長力の強化<br/> 1. 成長力加速プログラム<br/> I 成長力底上げ戦略<br/> (3) 中小企業底上げ戦略<br/> ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ<br/> 「下請適正取引等の推進（業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及、「独占禁止法」・「下請法」による取締り強化等）」</p> |

|  |                        |                  |   |
|--|------------------------|------------------|---|
|  | 経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定） | 平成 20 年 6 月 27 日 | ○ 第 2 章 成長力の強化<br>2. 地域活性化<br>（3）中小企業<br>「独占禁止法及び下請法による取締り強化, 業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進（中略）など中小企業の事業基盤を強化する。」 |
|--|------------------------|------------------|---|

|                                 |   |                         |  |
|---------------------------------|---|-------------------------|--|
| <p>施策名</p>                      | <p>ルールある競争社会の推進<br/>景品表示法違反行為に対する措置（平成 20 年度）</p>   |                         |  |
| <p>施策の概要</p>                    | <p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反事実が認められた場合等には，必要な措置（排除命令，警告又は注意をいう。）を講ずる。</p>  |                         |  |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>   | <p><b>【評価結果の概要】</b><br/>（総合的評価）<br/>不当表示に対しては，景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠であり，公正取引委員会による景品表示法違反事件の処理は，一般消費者の適正な選択を促進するために有効であったと評価できる。また，事件処理日数が大幅に減少しており，景品表示法違反事件の処理は，効率的に行われたものと評価できる。</p> <p>（必要性）<br/>消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から，商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して，景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。</p> <p>（有効性）<br/>○ 排除命令は，表示事件としては，過去最高の件数であった前年度に引き続き高い水準となっており，法的措置である排除命令による事件処理が重点的に行われている。また，幅広い分野の事案に取り組んでおり，景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していることから，景品表示法違反事件の処理は有効であったと評価できる。<br/>○ 国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行い，また，法的措置である排除命令を積極的に行った結果，各不当表示事件の内容が従来以上に報道され広く社会に認知されたと考えられる。これらへの対応は，同種の違反行為の抑止効果という面からも有効であったと評価できる。</p> <p>（効率性）<br/>排除命令を行った事件の処理に要した日数（事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。）の平均値は 186 日であり，前年度に比し 142 日減少している。また，半数以上の案件について，6 か月を目途に事件処理を行うという目標に対して，約 6 割の案件について 6 か月以内に処理しており，目標が達成されている。</p> <p>（反映の方向性）<br/>限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため<br/>・ 国民生活に広く影響のあるサービス分野，食品に係る表示等，国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行<br/>・ 景品表示法第 4 条第 2 項の効果的な適用を引き続き進めていく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果 等】</b><br/>—</p> |                         |  |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>         | <p>本施策は消費者庁に移管された。</p>  |                         |  |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p> | <p>施政方針演説等</p>  | <p>年月日</p>              | <p>記載事項（抜粋）</p>  |
|                                 | <p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>   | <p>平成 20 年 6 月 27 日</p> | <p>○ 第 5 章 安心できる社会保障制度，質の高い国民生活の構築<br/>5. 食料の安定供給と食の安全の確保<br/>「適正な食品表示の徹底（中略）など，食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。」</p> |

|                                 |  |            |  |
|---------------------------------|--|------------|--|
| <b>施策名</b>                      | ルールある競争社会の推進<br>不公正な取引方法等の規制—知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組—   |            |  |
| <b>施策の概要</b>                    | 知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法違反行為を排除し、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の策定、講習会、相談対応等により知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方を周知して違反行為の未然防止を徹底するなどにより、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図る。   |            |  |
| <b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>   | <p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)<br/>         本施策は、知的財産の利用等に係る取引の適正化に一定の成果を上げることができたと評価できる。</p> <p>(必要性)<br/>         知的財産制度の下で権利を有する者が、他の事業者が権利を利用することを拒絶したり、権利を利用することを許諾するに当たって許諾先事業者の研究開発、生産、販売等の事業活動を制限したりする行為は、その態様や内容いかんによっては、競争に悪影響を及ぼす場合がある。したがって、知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないように知的財産の利用等に係る取引の適正化を図ることが競争政策上重要であり、知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制を実施する必要性は高い。</p> <p>(有効性)<br/>         日本知的財産協会又は社団法人情報サービス産業協会の加入事業者 912 社に対するアンケート調査（以下「知財アンケート調査」という。）では、知的財産の利用に係る独占禁止法上の問題に対処するため利用許諾をする際に法務部の審査又は弁護士への相談を行うと回答した事業者と、利用許諾を受ける際に法務部の審査又は弁護士への相談を行うと回答した事業者が、約7割に達した。また、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（以下「知財ガイドライン」という。）の認知度は85%を超えており、このうち同ガイドラインを読んだことがあると回答した事業者は72%に達していることから、知的財産に係る取引の適正化に対する事業者の関心は非常に高い状況にあると考えられる。このように、知的財産の利用に係る独占禁止法の考え方を、ガイドラインの形で明らかにするとともに、随時見直しを行い、公表することにより明確化を図るという取組は、知的財産に係る取引の適正化の推進に有効であったと評価できる。</p> <p>また、独占禁止法違反行為への厳正対処は、個別の独占禁止法違反行為の除去のみならず、法解釈を明確化し、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点からも、知的財産の取引に係る適正化に有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性)<br/>         知財ガイドラインをどこで知ったかについては、「公正取引委員会のホームページ」から情報を入力したと答えた事業者が最も多く、「業界団体からの周知」が情報の入手経路としてこれに続いている。公正取引委員会のホームページ上の知財ガイドラインのページへのアクセス件数は、知財ガイドラインが公表された平成19年9月から平成21年3月末までで24,000件を超えており、一般に広く利用されている状況がうかがえる。これらのことから、ある程度効率的に知財ガイドラインの内容等の周知が図られていると評価できる。</p> <p>(反映の方向性)<br/>         知財アンケート調査によれば、知財ガイドラインの研修や説明会を実施してもらいたいと答えた事業者が全体の68.4%、知的財産の利用等に係る相談事例を公表してもらいたいと答えた事業者が64.0%に上っていることなどから、知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方について、相談事例の公表等により、引き続き周知等に努める必要があると考えられる。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>—</p> |            |  |
| <b>政策評価の結果の政策への反映状況</b>         | <p><b>【その他の反映事項】</b></p> <p>不公正な取引方法等の規制についての評価結果を踏まえ、引き続き、知的財産の利用等に係る独占禁止法等の考え方について周知に努める。</p>  |            |  |
|                                 | <b>施政方針演説等</b>   | <b>年月日</b> | <b>記載事項（抜粋）</b>  |
| <b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</b> | 知的財産推進計画2008（知的財産戦略本部決定）   | 平成20年6月18日 | 第3章 知的財産の活用<br>Ⅰ. 知的財産を戦略的に活用する<br>1. オープン・イノベーションに対応した知財戦略を促進する<br>(2) 企業における知財戦略の高度化を促進する<br>⑤ 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針の周知を図る<br>2008年度において、企業が技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、2007年9月に策定された「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」 |



|  |                                      |                         |  |
|--|--------------------------------------|-------------------------|--|
|  |                                      |                         | <p>の周知・徹底を図る。</p> <p>(5) 知的財産の円滑・公正な活用を促進する</p> <p>② 不当な権利行使を取り締まる</p> <p>知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、必要な審査専門官の確保などにより知財の専門チームである「知的財産タスクフォース」の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。</p>  |
|  | <p>知的財産推進計画<br/>2009（知的財産戦略本部決定）</p> | <p>平成 21 年 6 月 21 日</p> | <p>施策一覧</p> <p>第1章</p> <p>1 イノベーション促進のための知財戦略を強化する</p> <p>(5) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する</p> <p>1) 知的財産の円滑な活用を促進する</p> <p>② 知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化を図る</p> <p>知的財産に係る独占禁止法違反被疑事件の事例の蓄積状況、産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討し、必要に応じてガイドラインの整備を行う。</p> <p>また、ガイドラインで示された独占禁止法の適用に関する考え方に対する一層の理解の促進を図るため、知的財産に係る相談事例を可能な範囲で周知する。</p> <p>第3章</p> <p>3 ソフトパワー産業の成長戦略を推進する</p> <p>(1) ソフトパワー産業の振興を図る</p> <p>⑩ コンテンツ制作に係る適正な取引を推進する</p> <p>i) アニメ、放送番組、映画等の各分野における取引の適正化が図られるよう、下請法に基づくきめ細やかな調査等を積極的に実施することにより、下請法及び独占禁止法の適切な運用を図る。また、コンテンツ制作を行う親事業者等を対象に下請法の講習会を開催し、下請法の普及啓発を行う。</p> |

|  |  |                                     |  |
|--|--|-------------------------------------|--|
| <p><b>施策名</b></p>                      | <p>ルールある競争社会の推進<br/>消費者取引の適正化の推進—景品表示法の周知—</p>   |                                     |  |
| <p><b>施策の概要</b></p>                    | <p>景品表示法及び公正競争規約の内容に関して、一般消費者・事業者に対する説明会の開催（講師派遣含む。）、広報用DVDの作成・配布等を行う。</p>   |                                     |  |
| <p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>   | <p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>（総合的評価）</b><br/>公正取引委員会による景品表示法等に関する消費者セミナーの開催、自治体が主催する講習会への講師派遣等を通じた消費者に対する周知活動等は、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図るなどのために有効であった。</p> <p><b>（必要性）</b><br/>近年、食品表示にとどまらず、消費者の関心の高い環境分野、通信販売分野、電気通信サービス分野等において、消費者の適正な商品選択をゆがめる不当表示事件が発生している。このような不当表示事件を未然に防止し、消費者が適正な情報に基づいて商品選択できる環境整備を図るためには、商品やサービスの表示に関するルールを定めている景品表示法や公正競争規約の内容を一般消費者、事業者に対し幅広く、かつ分かりやすく周知する必要がある。</p> <p><b>（有効性）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者に対する景品表示法の普及・啓発等を目的として、消費者団体、地方自治体等が主催する消費者向け講習会等に、計48回講師を派遣した（参加人数は合計約2,300名）。また、公正取引委員会主催の消費者向けセミナー等において行った参加者に対するアンケート調査の結果をみると、「大変役に立った」、「役に立った」とする回答が90%であったことなどから、説明会に参加した消費者においては、消費者を誤認させる不当な表示を禁止している景品表示法等について理解が深まったと評価することができる。このことから、景品表示法等の周知活動は、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図るため、一定の有効性が認められる。</li> <li>○ 事業者に対する景品表示法の普及・啓発等を目的として、事業者団体が主催する説明会に計89回講師を派遣し、また、委託事業により「公正競争規約に関する研修会」を計12回開催することにより、景品表示法及び公正競争規約の周知徹底を図り、景品表示法等違反行為の未然防止に努めた。</li> </ul> <p><b>（効率性）</b><br/>公正取引委員会主催の消費者向けセミナーの開催案内については、公正取引委員会のホームページのほか、地方自治体、消費者団体、国民生活センター、地元新聞社等の協力により周知活動を図ったところである。<br/>このように、様々なルートにより、参加者の募集を行ったことで効率的な募集が可能となったものと考えられる。</p> <p><b>（反映の方向性）</b><br/>事業者向けの説明会の場合、景品表示法に元々関心がある事業者が参加者の中心となっているので、今後は、そうではない事業者、特に中小企業に対して、広報用DVDを中小企業の事業者団体に提供し、活用してもらうなどによって景品表示法の普及・啓発に努めていく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>—</p> |                                     |  |
| <p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>         | <p>本施策は消費者庁に移管された。</p>   |                                     |  |
| <p><b>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</b></p> | <p><b>施政方針演説等</b></p> <p>経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）</p>   | <p><b>年月日</b></p> <p>平成20年6月27日</p> | <p><b>記載事項（抜粋）</b></p> <p>○ 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>5. 食料の安定供給と食の安全の確保<br/>「適正な食品表示の徹底（中略）など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。」</p> |

|                                 |  |            |                 |
|---------------------------------|--|------------|-----------------|
| <p>施策名</p>                      | <p>競争環境の積極的な創造<br/>国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第7回年次総会の主催を通じた国際協力－</p>  |            |                 |
| <p>施策の概要</p>                    | <p>国際競争ネットワーク（以下「ICN」という。）の第7回年次総会を主催し、平成20年4月14日（月）から16日（水）にかけて、京都市において開催した。</p>  |            |                 |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>   | <p><b>【評価結果の概要】</b><br/> <b>（総合的評価）</b><br/> 公正取引委員会が第7回年次総会を主催したことによって、競争法の国際的取れんを目指す国際的枠組みであるICNの活動に貢献し、国際協力の推進を図ることができたと評価できる。<br/> <b>（必要性）</b><br/> 近年、企業活動のグローバル化の進展に伴い、国境を越えたカルテル事件や企業結合事案といった複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等が増加するなど、執行活動の国際化及び競争当局間の協力・連携の強化の必要性がますます高まっている。このような状況の中、各国・地域の競争当局をメンバーとし、競争法の実体面及び手続面での国際的取れんの促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力を図る必要がある。<br/> <b>（有効性）</b><br/> 第7回年次総会の参加者に対するアンケート調査の結果をみると、参加者の同総会の内容全体及び運営全体に対する満足度は非常に高く、これは、同総会が参加者にとって非常に有意義なものであったことを示している。また、各作業部会の全体会合の内容と業務との関連性を問う項目についても、参加者のほとんどが、自らの業務に関連するものであったとしており、これは、同総会が参加当局の業務ニーズに沿う形で実施できたことを示している。さらに、各作業部会の全体会合の資料等に関する参加者の評価についても、資料、プレゼンテーション、パネルディスカッションいずれも非常に高い評価を得ている。このように、同総会を主催することは、競争法の手続面及び実体面での国際的取れんの促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力の推進を図る上で有効であったと評価できる。<br/> <b>（効率性）</b><br/> 第7回年次総会には、世界各国から約70の国・地域より、総計453名が参加したところ、参加者の宿泊施設の確保、会場への送迎バスの手配、参加者のビザ申請の手続処理等が必要とされた。これらの業務には、国際会議の運営に関する専門的な知識やノウハウが必要とされたところ、国際会議を専門とする業者にその運営を委託することで、効率的に行うことができた。他方、必ずしも専門業者に委託する必要のないと考えられるものについては、公正取引委員会の職員（約15名）を動員して行った。このように、適切な役割分担を行いつつ、少人数で、かつ、効率的に同総会を開催することができたと考えられる。<br/> <b>（反映の方向性）</b><br/> 第7回年次総会の主催のような大規模で効果も大きい取組は、毎年継続して行うことができるものではないため、従来から行ってきた通常取組の中で国際協力の推進を図る必要があるところ、同総会を経て公正取引委員会への期待が高まっている状況を踏まえ、同総会で蓄積した経験を生かし、従来からの取組を質・量ともに充実させることが必要である。<br/> <b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b><br/> —</p> |            |                 |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>         | <p><b>【概算要求】</b><br/> 国際協力の推進についての評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、ICNカルテルワークショップの日本開催に関する経費等、国際協力の推進に係る経費を要求した。<br/> <b>【その他の反映状況】</b><br/> 国際協力の推進についての評価結果を踏まえ、引き続き、競争政策に関する国際会議への積極的な貢献等を通じて、国際協力の推進を図った。</p>   |            |                 |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p>   | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
|                                 | <p>—</p>   | <p>—</p>   | <p>—</p>        |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <p><b>施策名</b></p>                    | <p>競争環境の積極的な創造<br/>法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－</p>   |
| <p><b>施策の概要</b></p>                  | <p>独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制及び意識（以下「企業コンプライアンス体制等」という。）の実態を把握するためのアンケート等を実施し、その取りまとめ結果や課題を公表・周知する。また、国等の発注機関と「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに、発注機関が実施する調達担当者向けの講習会への講師の派遣及び公正取引委員会主催の発注機関向け講習会を実施する。</p>  |
| <p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p> | <p><b>【評価結果の概要】</b><br/>（総合的評価）<br/>本事業は、平成 18 年度を初年度として3か年にわたって実施してきたものであるが、独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援、入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知共に一定の成果をあげることができたと評価できる。</p> <p>（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済取引における公正かつ自由な競争を一層促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンス体制等の向上による違反の未然防止が重要であるところ、近年も依然として独占禁止法違反事件が発生していることから、本事業は必要であると評価できる。</li> <li>○ 入札談合を防止するためには、発注機関の職員が独占禁止法と入札談合等関与行為防止法を理解する必要がある。特に、職員自身の関与については、平成 15 年1月に入札談合等関与行為防止法が施行されて以降、これまでに公正取引委員会が改善措置要求を行った事例が5件に上るなど、官製談合の摘発が後を絶たない状況にあることから、職員自身が入札談合に関与することがないよう発注機関における法令知識を向上させるための事業に高い必要性があるといえる。</li> </ul> <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業コンプライアンス体制等の実態を把握するためのアンケート調査等を平成 18 年度及び平成 20 年度に実施した。平成 20 年度調査において、平成 18 年度調査で今後の課題として指摘された事項の検証を行ったところ、一部、今後の課題として指摘されたところは残るものの、すべての項目で改善が認められた。これは、公正取引委員会による独占禁止法の厳正な執行や平成 17 年度の独占禁止法改正で導入された課徴金減免制度等を踏まえて企業側が危機意識を高めてきたことのほか、平成 18 年以降、本事業により企業コンプライアンス体制等の実態や課題を把握して報告書を公表し、特に調査対象とした東証一部上場企業等に報告書を提供してきたこと等が有効に機能してきたものと考えられる。</li> <li>○ 発注機関実施の講習会への講師派遣の件数は、平成 18 年度が 75 回、平成 19 年度が 76 回、平成 20 年度は 87 回と大幅に増加している。また、講義終了後に参加者に対してアンケート調査を行っており、この集計結果をみると、講習会前に独占禁止法等について「ある程度は、内容を把握していた」と回答していた者は半数以下であったところ、研修の結果、92.8 パーセントの参加者が独占禁止法等についての理解が「深まった」、「多少深まった」と回答している。このことは、これらの講習会が独占禁止法等の内容に関する知識を有していない者に対して実施され、適切な理解等に効果的であったと評価でき、本事業が発注機関職員における独占禁止法等の知識の向上に関して、有効であったと評価できる。</li> </ul> <p>（効率性）</p> <p>講習会後のアンケート結果によれば、講習会の参加者は実際の実務を担う「課長クラス」、「課長補佐クラス」及び「係長クラス」が 69.1%を占めており、さらに、参加者に「講習会の後、職場において、講習会の内容の周知等を行う予定はあるか」と尋ねたところ、「周知予定なし」と回答した者は 17.0%に過ぎず、その他の者からは「職場で講習会」、「上司に報告」等によって周知を行うと回答を得たことから、参加者のほとんどは研修後、自らの職場においてその内容の周知を行ったものと推測できる。このように、実際の実務を担うクラスの者に対して重点的に講習会を行うことができ、職場での周知も行われたことを通じ、本事業が効率的に行われたと評価できる。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>今後については、企業における運用実態の調査等を調査・把握し、公表・周知するなどして企業全体のコンプライアンス体制等の向上を支援していくことなどが重要と考えられる。また、発注機関への独占禁止法等の周知については、未だ講習会を実施したことのない発注機関も存在することから、そのような発注機関に対しての講習会を実施し、更なる周知徹底に努めることとする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b><br/>－</p> |
| <p><b>政策評価の結果の政策への反映状況</b></p>       | <p><b>【概算要求】</b><br/>平成 20 年度で成果重視事業は終了したが、法令遵守意識の向上についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求においても、引き続き、発注機関等に対する法令遵守意識の更なる向上を図るための経費を要求。</p> <p><b>【その他の反映事項】</b></p>  |

|                                 |  |                         |  |
|---------------------------------|--|-------------------------|--|
|                                 | <p>法令遵守意識の向上についての評価結果を踏まえ、入札談合等関与行為防止法の更なる周知徹底のため、平成 21 年度においては、公正取引委員会が主催する発注機関向け講習会を実施したほか、発注機関の主催する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の講習会に講師を派遣した。</p> |                         |  |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p>   | <p>年月日</p>              | <p>記載事項(抜粋)</p>  |
|                                 | <p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)</p>   | <p>平成 18 年 5 月 23 日</p> | <p>第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置<br/> 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項<br/> (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること<br/> 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」</p> |
|                                 | <p>第 166 回国会 施政方針演説</p>  | <p>平成 19 年 1 月 26 日</p> | <p>国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。</p>  |